

書店で、沖有人さんの著書「空き家は2018年までに手放しなさい」の内容が気になり購入して読む。初期の観光盛期から50年、近代生活様式を取り入れた自宅など一気に建築した建物など、多くの建築物の老朽化が目立ってきてくる。

白馬村は、長野冬季五輪の閉幕以降、暴幹産業の観光が低迷、廃屋が増加、景観形成が大変な観光資源との認識で地元行政区が当該廃屋の所有者に代わって撤去する場合、村が撤去費用の一部を補助する制度を平成18年度に創設した地域課題である。

総務省の2013年の調査で、日本に空き家が5年前と比べ63万戸増加、約819万戸になった事が明らかになりました。国は、危機感を募らせ、対策に乗り

フリー風 (現場)からの

(190)

宮田
守男

り入れた自宅など一気に建築した建物など、多くの建築物の老朽化が目立ってきてくる。

白馬村は、長野冬季五輪の閉幕以降、暴幹産業の観光が低迷、廃屋が増加、景観形成が大変な観光資源との認識で地元行政区が当該廃屋の所有者に代わって撤去する場合、村が撤去費用の一部を補助する制度を平成18年度に創設した地域課題である。

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を制定。市町村の権限が大幅に強化された。「特定空き家」として倒壊の恐れのある空き家や衛生上著しく有害となる建物を認

空き家対策が、今後の地域にどんな影響が生じるか考えてみませんか

定、所有者に対して、撤去や修繕を命令できるようになった事だ。特定空き家かどうかの認定基準については、国土交通省が次の4つを挙げている。
「基礎や屋根、外壁などに問題があり、倒

壞などの危険があるもの、「ごみの放置などで衛生上有害なもの」、「適切な管理が行われておらず、著しく景観を損なうもの」「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切なもの」。

法律による处罚は、強制的に自治体から所轄される事も事実。有者に解体が命じられる事で、特定空き家に認定された建物の敷地は「住宅用地の課税標

な事情が存在するのかと考えてしまうほど

かし大北地域にどうしてほしごと考えさせられた。

事が大切だと認識してほしごと考えさせられた。

（NPO法人信州地域
書類が示す課題を、多くの関係者全員で考え
く）

（社会フォーラム理事・
白馬村森上）

準の特例」が適用外になり固定資産税が6倍に増額される事など、変革しい内容だ。今後、国は積極的に空き家を「民泊」の推進や、不足する高齢者向け賃貸住宅への転用の活用を推進するだろう。し



書籍離れ、最近は本を読まない、との話が多いが
読書は色々な意見を知る機会でもある。